

熊本大学基金「教育学部附属小学校百五十周年記念事業」の設立について

趣意書

熊本大学教育学部附属小学校は、明治7（1874）年5月に熊本新町に仮師範学校が創設され、その年の10月に練習小学校という名称のもとに附属小学校が創設されました。その後、明治11年（1878）年9月に藪の内町に移転し、更に明治26年（1893）年3月京町台に移転し、その後、幾多の変遷を経て今日に至っています。

これまで長きにわたり多くの卒業生が巣立ち、日本国内のみならず国際社会においていろいろな分野で活躍しております。

また、本学校は、国立の附属学校園の使命・役割である「実験的・先導的な学校教育」、「教育実習の実施」、「大学・学部における教育に関する研究への協力」の下、最新の教育課題に率先して取り組み、研究成果を広く還元しており、その結果、多くの成果が学校現場で活用されています。また、教育実習の場を提供し、学部学生や教職大学院生の実践的指導力の育成・強化を図っております。

さて、創立百五十周年というこの大きな節目にあたり、この百五十年の歴史を振り返り、本校を育てていただいた皆様への感謝と共に、将来も長きにわたり、本校がさらに歴史を刻むことが出来るようにこの百五十周年を大切な節目の年とし、お祝いするとともに今後の附属小学校の発展に向けて学校の教育環境を整えることができればと、同窓会、PTA、学校の三者が一丸となって記念事業実行委員会を設立し準備を進めております。

そこで、熊本大学教育学部附属小学校同窓会では、熊本大学基金「教育学部附属小学校百五十周年記念事業」を設立し、個人や企業の皆様から広く寄付金を受け入れ、記念行事の開催、記念誌の発行、校旗及び体育大会優勝旗の新調、教育環境の整備等の記念事業を推進してまいりたいと考えています。

つきましては、本基金設立の趣旨にご理解とご賛同をいただき、格別のご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和 5年 7月 4日

熊本大学教育学部附属小学校同窓会長	尾池 雄一
熊本大学教育学部附属小学校PTA会長	藤本 淑人
熊本大学教育学部附属小学校長	中野 浩幸

募金要領

1. 事業名称 教育学部附属小学校百五十周年記念事業に関わる支援事業
2. 事業目的 教育学部附属小学校百五十周年記念事業の実施
3. 募金団体 国立大学法人 熊本大学
4. 募金の目標額 一千万円
5. 募金の使途 老朽化した校旗、優勝旗の購入、記念誌発行、記念行事等の実施、教育環境整備等
6. 募金の対象 後援会員（在校生保護者）、同窓会員（卒業生）、現・旧教職員、卒業生保護者、その他の個人・企業・団体関係者等
7. 募金の期間 令和5年8月～令和6年12月末まで
8. 希望寄附金額 個人：一口 5千円 法人：一口 5万円（可能であれば、複数口のご協力をお願いいたします。一口未滿も歓迎します。個人・法人ともに税法上の優遇措置があります。）
9. 寄附の方法 以下の3つの方法により、ご寄付いただけます。詳細は、熊本大学基金ホームページ（<https://kikin.jimu.kumamoto-u.ac.jp/howto/howto/>）をご参照ください。
 - ① Web 申込みによるご寄附 Web 申込後に銀行等の窓口又はインターネットバンキング等で振込が必要となります。
 - ② クレジットカードによるご寄附 熊本大学基金のHPから、クレジットカードによる申込みも可能です。
 - ③ 専用振込用紙によるご寄附 専用振込用紙で最寄りの銀行等でお振り込みください。専用振込用紙は、熊本大学のホームページからダウンロードできます。

10. 寄附金の税制上の優遇措置 ご寄附をいただいた寄附金は、税制上の優遇措置を受けることができます。詳細は、熊本大学基金ホームページ

(<https://kikin.jimu.kumamoto-u.ac.jp/privileges/merit/>) をご参照ください。

(1) 寄附者様が個人の場合

① 所得税の軽減 「熊本大学基金」への寄附金については、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金(所得税法第 78 条第 2 項第 2 号)として財務大臣から指定されています。寄附金の額が年間合計で 2 千円を超える場合、寄附金額(総所得金額の 40% が上限)から 2 千円を差し引いた額が課税所得から控除されます。

② 住民税の軽減 平成 24 年度税制改正により、都道府県・市区町村の条例で本学が「寄附金税額 控除対象法人等」として指定された場合、本学に対して平成 24 年 1 月 1 日以降にご寄附された方は、従前の所得税の寄附金控除に加えて、寄附金額から 2 千円を控除した額に、次の率を乗じた税額が、総所得金額等の 30%を限度として、ご寄附をいただいた翌年度の個人住民税から軽減されます。

住所地の都道府県が指定した寄附金・・・4%

住所地の市区町村が指定した寄附金・・・6%

※住所地の都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合、10%となります。

(2) 寄附者様が法人の場合 「熊本大学基金」への寄附金については、法人税法上の全額を損金算入することが認められる指定寄附金(法人税法第 37 条第 3 項第 2 号)として財務大臣から指定されています。ご寄附をいただいた寄附金は、法人の所得から控除され、税制上の優遇措置を受けることができます。

11. 問い合わせ先

(記入方法など事務処理について)

熊本大学基金 基金事務室 電話番号 096 (342) 2029

(寄附内容について)

熊本大学基金ホームページ：<https://kikin.jimu.kumamoto-u.ac.jp>

百五十周年記念事業附属小学校ホームページ